

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年6月3日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

21千総総第1239号

平成21年5月26日

千葉市監査委員 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 藤 代 謙 二

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成13年監査報告第1号、平成15年監査報告第11号、平成17年監査報告第12号、平成18年監査報告第1号、平成19年監査報告第1号・第3号・第5号、平成20年監査報告第1号・第9号・第10号及び平成21年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 20 監査報告第 9 号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 積算について改善すべき事項

ア 特定建設資材廃棄物の運搬費を適正に積算すべきもの

[建設局：西千葉駅稲荷町線（弥生町地区）電線共同溝整備工事（19-1 工区）]

土木工事積算基準によると、特定建設資材廃棄物（アスファルト塊）を処理する場合は、運搬費及び処分費を計上することとなっている。

しかしながら、本工事においては、全日の道路舗装の取壊し撤去作業のうち、夜間施工となる車道部分で発生するアスファルト塊の運搬費が積算されていなかった。

アスファルト塊の運搬費の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。

講じた措置

特定建設資材廃棄物（アスファルト塊）処理の運搬費の積算については、平成 20 年 10 月 31 日付け建設局長通知により、工事担当課長に対し、土木工事積算基準に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化するよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

報告書番号 20 監査報告第 9 号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 積算について改善すべき事項

イ 諸経費を適正に積算すべきもの [下水道局：舗装復旧工事（浜野 19-2）]

土木工事積算基準によると、諸経費の算出は、直接工事費から産業廃棄物の処分費を控除した額に率を乗じて算出することとなっている。

しかしながら、本工事においては、直接工事費から処分費を控除せず算出していた。

諸経費の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。

講じた措置

土木工事における諸経費の積算については、平成 21 年 3 月 25 日付け建設部長・管理部長通知により、工事担当課長に対し、土木工事積算基準に基づき適正に実施するよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

報告書番号 20監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 施工について改善すべき事項

ア 産業廃棄物運搬車の表示を適正に行うよう指導すべきもの

[建設局：土気町47号線（寿橋）道路改良工事、
（主）浜野四街道長沼線道路改良工事（大井戸工区）、
[下水道局：重要路線人孔蓋改良工事（南部・中央処理区19-1）、
下水道排水施設工事（古市場雨水19-1工区）、
下水道排水施設工事（生実19-2工区）、
舗装復旧工事（大宮19-1）、
下水道排水施設工事（稲毛海岸19-1工区）、
舗装復旧工事（若松19-1）、
下水道雨水浸透施設工事（千種19-2工区）、
北部第2貯留管排水ポンプ電気設備工事、
桜木小学校流域貯留浸透施設設置工事、
急傾斜地崩壊防止工事（園生町19-1工区）]

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条第1項によると、排出事業者は自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、運搬車の車体の両側面に、排出事業者名及び産業廃棄物運搬車であることを表示することとなっている。

しかしながら、当該工事においては、工事記録写真を確認したところ、自ら産業廃棄物を運搬する車両に排出事業者名及び産業廃棄物運搬車であることの表示がなされていないものがあった。

産業廃棄物の運搬については、関係法令による運搬車の表示義務を遵守するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

産業廃棄物運搬車の表示については、平成20年11月7日付け市長通知により、千葉市建設業協会に対し、関係法令に基づきその表示義務を遵守するよう指導した。

また、平成20年11月10日付け技術管理課長通知により、工事担当課長等に対し、再発防止を図るため、設計図書に運搬車の表示義務を明記するとともに、表示の確認ができるよう写真管理を行うことを所属職員へ周知徹底させた。

報告書番号 20 監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 施工について改善すべき事項

イ 作業員の安全を確保すべきもの

[下水道局：排水施設補修工事（白旗18-1工区）]

「労働安全衛生規則」第164条第3項第3号によると、建設機械であるパワーショベルによる荷の吊り上げ作業を行う場合は、労働者と吊り上げた荷との接触又は吊り上げた荷の落下により労働者に危険が生じるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないことと規定されている。

しかしながら、本工事においては、工事記録写真を確認したところ、荷を吊り上げた付近に作業員1名が見受けられた。

工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し、作業員の安全を確保するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

吊り上げ作業における作業員の安全の確保については、平成21年3月25日付け建設部長・管理部長通知により、工事担当課長に対し、関係法令に基づき、作業員の安全確保を図り、工事の適正な施工にあたるよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

また、監督職員は請負者に対して関係法令を遵守するよう指導した。

報告書番号 20監査報告第9号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(2) 施工について改善すべき事項

ウ 高所作業での作業員の安全を確保すべきもの

[下水道局：下水道排水施設工事（古市場雨水19-1工区）、
下水道排水施設工事（横戸雨水18-1工区）、
南部浄化センター再生水処理施設土木工事、
急傾斜地崩壊防止工事（園生町19-1工区）]

「労働安全衛生規則」第518条第2項によると、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において作業床を設けることが困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定している。

しかしながら、当該工事においては、工事記録写真を確認したところ、安全帯等の使用による危険防止措置を講じず作業をしている者が見受けられた。

高所での工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し作業員の安全を確保するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

高所作業での作業員の安全の確保については、平成21年3月25日付け建設部長・管理部長通知により、工事担当課長に対し、関係法令に基づき、作業員の安全確保を図り、工事の適正な施工にあたるよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。

また、監督職員は請負者に対して関係法令を遵守するよう指導した。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 施工について改善すべき事項

イ 産業廃棄物運搬車の表示を適正に行うよう指導すべきもの

[経済農政局：幕張町4丁目農道舗装工事、
更科地区管路工事S工区]

[都市局：区画道路4号線外築造工事、
都市計画道路新田町村田町線歩道築造工事、
千葉港黒砂台線側道外整備工事、
千葉市営住宅宮野木町第1団地第一期建替事業造成工事（BC工区）、
千葉市花見川消防署幕張出張所新築工事、
土気市民センター・土気公民館敷地内給排水設備移設工事、
砂浜プロムナード施設整備工事、
稲毛北公園（仮称）整備工事（その1）、
昭和の森（3号園路外）改修工事その3、
石橋記念公園（仮称）整備工事]

[水道局：配水管布設工事（19-1-1工区）]

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条第1項によると、排出事業者は自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、運搬車の車体の両側面に、排出事業者名及び産業廃棄物運搬車であることを表示することとなっている。

しかしながら、当該工事13件においては、工事記録写真を確認したところ、自ら産業廃棄物を運搬する車両に排出事業者名及び産業廃棄物運搬車であることの表示がなされていないものがあった。

産業廃棄物の運搬については、関係法令による運搬車の表示義務を遵守するよう請負者を指導されたい。

講じた措置

産業廃棄物運搬車の表示については、平成20年11月7日付け市長通知により、千葉市建設業協会に対し、関係法令に基づきその表示義務を遵守するよう指導している。

また、平成20年11月10日付け技術管理課長通知により、工事担当課長等に対し、再発防止を図るため、設計図書に運搬車の表示義務を明記するとともに、表示の確認ができるよう写真管理を行うことを所属職員へ周知徹底している。